

- 一般国道127号防災の事業促進について

○甲府富士北麓連絡道路 一般国道137号(河口～藤野木区間)の整備促進について

○(仮)つくば・八溝縦貫・白河道路及び(仮)北関東東北部横断道路の事業化に向けた支援について
3. 道路の有効活用を図るため、次の事項に関する取り組みを促進すること。
- 中央自動車道の渋滞対策の促進

○東名高速道路の渋滞対策の促進

○横浜市内の渋滞対策の促進

○地域活性化インターチェンジの整備促進

○スマートインターチェンジの整備促進

○首都圏の新たな高速道路料金導入後の影響の検証と高速道路網のさらなる有効活用

○「道の駅」の整備促進

○高速道路の休憩施設の整備促進

○有料道路制度活用による地方管理道路の持続可能な維持・充実にについて
4. 安全・安心で災害に強い道路環境を確保するため、高速道路や国道におけるトンネルや橋りょうなどの防災・減災対策、老朽化対策を促進するとともに、通学路などの交通安全対策や事故危険箇所の対策、無電柱化、沿道の環境改善対策を促進すること。
- また、地方自治体が管理する道路の整備・保全のため、次の事項について配慮すること。

(1) 国の交付金等(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、補助事業)については、自動車専用道路と連携し、また、地域の安全を支える補助国道や地方道を確実に整備・保全できるよう、予算を平準化することなく各事業の進捗等に応じた必要な予算措置を講じること。

(2) 自動車専用道路を補完し、地域の交流・連携を支える補助国道や地方道の整備推進を図るとともに、主要渋滞箇所などを含め、地域分断や交通のボトルネック、ミッシングリンクを解消し、道路ネットワーク全体の機能強化を図るため、必要な予算措置を講じること。

(3) 自動車専用道路の利用圏域の拡大を図るインターチェンジ接続道路の整備推進のため、必要な予算措置を講じること。

(4) 激甚化・頻発化する風水害や切迫する大規模地震等への対策や、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、国土強靱化に資する道路ネットワークの強化などの取組を推進するとともに、令和6年能登半島地震などを踏まえ、既設構造物の機能強化などを推進するため、6月に閣議決定された「第1次国土強靱化実施中期計画」について、今後の物価高や賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、計画的かつ更なる加速化・深化を図るため、現行の5か年加速化対策を大きく上回る予算・財源を通常予算とは別枠で各年度において確保するとともに、次期対策計画期間の初年度となる令和8年度は、令和7年度補正予算として速やかに措置し、令和8年度当初予算においても、自然災害の発生や事業の進捗状況などを総合的に勘案し、円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。

また、国土強靱化の取組を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、財政支援や地方財政措置の充実・強化を図ること。

加えて、令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急防災・減災事業債」及び「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」については、国土強靱化に資する取組であるため、期限を延長すること。

(5) 安全で安心な道路環境を確保するため、交通安全施設等整備事業に係る次の事業などについて、必要な予算措置を講じること。特に、千葉県八街市の事故を受けて実施した通学路合同点検に基づく交通安全対策については、計画的かつ集中的に支援すること。

①通学路の交通安全確保に向けた効果的な取り組みの推進

②段差のない歩道や幅の広い歩道の整備など、歩行空間のバリアフリー化の推進

③安全で快適な自転車の通行空間の整備推進

(6) 冬期交通の安全を確保するため、道路除雪費に係る国費の総額確保等、豪雪地帯の地方自治体が行う雪対策への総合的な支援を実施すること。また、降雪による通行止めや解除の状況について、見込みも含め、広く情報発信をすること。

5. 山間部の対策が必要な道路の法面や老朽化した橋梁を避け、トンネルによりバイパス整備することは、防災・減災対策としてだけでなく、老朽化対策としての効果も優れていることから、これら政策系事業などにも「防災・安全交付金」が幅広く活用できるようにすること。

6. 特殊車両通行許可に係る許可期間の延長等を円滑に行うため、現在国が運用している申請審査業務支援システムの対象を国管理以外の道路にも拡大するとともに、特殊車両通行確認制度を効果的に活用できるように、自治体における道路情報閲覧への収録作業を促進させるため、当該収録作業を一層支援するなどにより、平均審査日数の短縮、迅速化に向けた支援を促進すること。

7. 平時時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路等に指定された路線について、機能強化及び整備推進のため、十分な予算措置を講じること。

8. 広域交通と地域交通のネットワーク機能の強化を図り、バス専用レーンの設置、分かりやすい標識の設置、観光地や隣県へ通じる道路整備の改善を推進すること。

9. 道路の総渋滞損失は年間約50億人時間、約280万人の労働力に匹敵するものとなっており、これを削減し、物流・人流の効率化による生産性向上のため、渋滞対策の推進を図るとともに、特に市街地・繁華街には事業用貨物車専用の貨物集配中における駐車スペースを設置されたい。

10. トラック輸送にとって、高速道路利用は輸送時間の短縮や定時制の確保、ドライバーの長時間労働の削減のために不可欠であり、大口・多頻度割引の最大割引率50%など、事業者向け割引の継続を図られたい。

さらに、首都高速道路の割引制度については、NEXCO 3社と同一の一貫した割引制度とし、利用しやすい高速道路ネットワークを実現されたい。

また、トラックドライバーは、連続運転時間や休息期間等が法令で義務づけられているが、これを守守するためには高速道路及び一般道において休息スペースが不足しており、SA・PAや道の駅における駐車スペース等の整備・拡張を図られたい。さらに、長距離離陸のトラックドライバーが長時間待たずにシャワー施設を利用できるよう、シャワー施設のあるSA・PA、道の駅を増やすとともに、シャワーブースも男女別に必要数を確保されたい。

11. 地域の観光振興や生活交通の確保、災害時の鉄道等の代替交通機関として機能強化を図るため、バスターミナルやバス停など、バスの利用拠点の整備・改善を図られたい。
- ## 中部地区道路利用者会議
- 道路は、活力ある地域社会を形成し、国民生活に豊かさやゆとりをもたらすとともに、災害時においては、被災地への救援・救護や緊急輸送を担い、被災者の命をつなぐための最も重要な社会資本である。とりわけ「モノづくりに中部」として我が国経済をけん引するこの地域にとって、経済活動の効率性の向上や生産力の拡大など、中長年にわたって経済成長を支えるストック効果を生み出す広域道路ネットワークの整備は、多くの道路利用者から強く求められているところである。

また、我が国は人口減少時代を迎えているが、経済成長を実現させるためには、これまで成長を支えてきた労働者が減少しても、それを上回る「生産性」を向上させることが必要である。特に、深刻なドライバー不足が進行するトラックやバスについて、その輸送効率を向上させるため、利用者視点によるソフト・ハード両面からの道路施策を強化していくことが必要である。

さらに、これまでの大震災等の経験を踏まえ、高規格道路から生活道路に至る道路網を早急に整備するとともに、既存の道路ストックを適切に維持管理し、予防保全を導入して長寿命化を図り、安全で安心して暮らせる生活環境を次世代に引継がなければならない。

このため、次の措置の推進を強く要望する。

1. 道路の総渋滞損失は年間約50億人時間、約280万人の労働力に匹敵するものとなっており、物流・人流の生産性を向上させるため、渋滞対策の推進を図ること。

2. トラック輸送にとって、高速道路利用は輸送時間の短縮や定時性の確保、ドライバーの長時間労働の削減等に不可欠であり、大口・多頻度割引の最大割引率50%など、事業者向け割引の継続を図ること。

また、トラックドライバーは、連続運転時間や休息期間等が法令で義務付けられているが、これを守守するためには高速道路及び一般道において休憩スペースが不足しており、SA・PAや道の駅における駐車スペース等の整備・拡張を図ること。

3. 地域の観光振興や生活交通の確保、災害時の鉄道等の代替交通機関としての機能強化を図るため、バスターミナルやバス停など、バス利用拠点の整備・改善を図ること。

4. 平時時、災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路の整備を推進するとともに、物流生産性の向上と交流強化による地域活性化の実現に向け、以下の高規格道路等について、有料道路制度等も有効に活用するなど、着実な事業の推進や計画の具体化等を図ること。

○東海北陸自動車道(4車線化)

○第二東海自動車道(6車線化)

○中部縦貫自動車道

○東海環状自動車道(4車線化を含む)

○三遠南信自動車道

○能越自動車道(のと里山空港IC～徳田大津ICの4車線化を含む)

○伊豆縦貫自動車道

○近畿自動車道(名古屋神戸線(6車線化)、名古屋大阪線、紀勢線(4車線化を含む))

○三遠伊勢連絡道路(伊勢湾口道路)

○浜松湖西豊橋道路

○東海南海連絡道

○第二伊勢湾岸道路(名古屋三河道路、四日市湾岸道路、四日市インターアクセス道路、鈴鹿亀山道路)

○名古屋高速道路

○名古屋圏自動車専用道路(名古屋瀬戸道路、西知多道路、名濃道路、名岐道路、一宮西港道路等)

○北陸関東広域道路

○名豊道路

○岐阜南部横断ハイウェイ

○高山下呂連絡道路

○濃飛横断自動車道

○美濃加茂下呂連絡道路

○金沢外環状道路

○金沢能登連絡道路

○小松白川連絡道路

○珠洲道路

○門前道路

○福井加賀道路

○名阪バイパス

○名神名阪連絡道路

○伊勢志摩連絡道路
- 一般国道4号白石市森川～大平森合間及び大崎市古川荒谷～栗原市高清水豊田間の早期事業化、その他の2車線区間の4車線化に向けた調査促進

○一般国道6号「川来バイパス」の早期整備、「小名浜地区(林城～飯田)」の早期事業化

○一般国道13号「福島西道路(Ⅱ期)」の早期整備

○一般国道46号「盛岡西バイパス」の早期整備

○一般国道49号「北好間改良」、「会津防災」の早期整備及び「好間三和防災」の調査・設計促進

○一般国道103号「奥入瀬(青楓山)バイパス」の早期整備

○一般国道289号「八十里越」の早期整備

○一般国道349号「丸森地区災害復旧事業」の早期復旧、県境～伊達市梁川町五十沢(兜橋)の早期整備

○一般国道349号伊達市梁川町五十沢地区の早期計画策定

○一般国道398号「石巻バイパス(沢田工区)」の早期整備

○一般国道399号「伊達橋」の早期復旧

○(主)浪江国見線「伊達崎橋」の早期修繕

(2) 活力ある地域社会や快適な生活環境を形成するため、地方生活圈を機能的に結ぶ道路網の早期整備を図ること。

(3) 避難解除等区域やその周辺の広域的な物流や地域医療、産業再生、イノベーション・コースト構想などを支える「ふくしま復興再生道路」等の早期整備を図るとともに、事業が完了するまで、必要な予算を確保すること。

(4) 一般国道上へのバスベイ整備促進を図ること。

(5) 高規格道路の暫定2車線区間において、低速車等を追い越しできる付加追越車線を整備すること。

5. **道路施設の維持管理及び長寿命化対策に係る支援の拡充**
高度経済成長期の発展とともに昭和40年代後半から重点的に整備してきた道路施設は、建設後50年以上が経過する施設が増加し損傷が顕著となるなど、老朽化対策が大きな課題となっている。こうした既存インフラを安心して利用し続けるためには、適切な調査・点検による現状確認とその結果に基づく計画的な維持管理・長寿命化対策が重要である。
国が平成25年11月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、地方自治体が行動計画及び個別施設計画を策定することになっており、長期的な視点に立って維持管理・長寿命化対策を計画的に実施するためには、重点的な予算配分と地方負担の軽減が不可欠である。道路施設の維持管理及び長寿命化対策に係る事業について、補助率の引上げなど国庫補助制度の拡充、地方交付税対象事業の範囲拡大等の財政措置を講じること。

6. **渋滞緩和による物流の効率化・生産性の向上について**
一般国道等主要幹線道路の沿線には、多数の企業が立地・操業していることから、産業振興・雇用創出において、渋滞緩和による物流の効率化・生産性の向上を図ることは重要であり、合わせて、観光地への円滑なアクセスを実現するため、道路利用者の意見も踏まえながら、各県の渋滞対策推進協議会で選定された主要渋滞箇所などにおける渋滞対策を推進すること。
特に仙台都市圏においては、物流拠点整備等により著しい交通混雑が発生しており、高規格道路の更なる延伸や多車線化等による一層の渋滞緩和に向けた施策を促進すること。

7. **高速道路料金の事業者向け割引の継続及び拡充**
高速道路利用は、輸送時間の短縮や定時性・速達性の向上による物流コストの軽減等、企業活動の効率化、働き方改革の実現には必要不可欠であるため、大口・多頻度割引、50%枠の堅持、深夜割引の拡充(午前0時から午前4時の適用時間帯について午後10時から午前5時までに拡大。)及び更なる割引の拡充を図ること。

8. **高速道路のSA・PAや道の駅における駐車スペースの整備・拡張**
高速道路の駐車スペースが絶対的に不足していることから、特に大型車等は、本来の車種区分以外のスペースや、SA・PAの入口等に停車せざるを得ない状況となっているため、SA・PAやインターチェンジ近傍の道の駅における駐車スペースの整備・拡張する等、機能面の充実を図ることが急務である。
また、三陸沿岸道路においては、一部駐車帯の設置はあるがトイレなどの休憩施設が無く、仙台～八戸間の長時間の旅行などには、利便性に欠ける現状があることから、トイレなどの休憩施設の設置を図ること。

9. **バスターミナルやバス停などバス利用拠点の整備・改善**
広域交通と地域交通のネットワーク機能の強化を図り、生活圈の拡大や観光による交流人口の増加等の地域活性化につなげるため、バスターミナルやバス停、高速道路の休憩施設を活用したバス結節点の整備・改善を図ること。

10. **市街地でのタクシー専用乗り場の整備・改善**
市街地での交通渋滞緩和・走行環境の改善を図るため、タクシー専用乗り場の整備・改善の促進を図ること。

11. **公共事業関係費の大幅な拡大と長期的・安定的な予算確保について**
東北地方の活力ある地域形成、豊かな生活の実現、更には地方創生の実現に向け、道路整備の推進や道路ストックの老朽化対策、冬期安全対策など「生産性の向上による成長力の確保」、「国民の安全・安心の確保」のため、長期的・安定的な予算確保が必要不可欠である。
よって、国の公共事業関係費を、平成21年度以前の7～8兆円規模に回復させ、長期的・安定的に予算確保するとともに、公共事業関係費の大幅な拡大を図ること。また、復興予算についても、通常の公共事業予算とは別枠で復興が終了するまで継続的に確保すること。

12. **経済成長を支えるため、役途を限定しない予算の確保、編成について**
多様な利用者ニーズに対応し、経済成長を支えるため、幅広い施策を対象とした予算の確保、編成を図ること。

13. **除雪等支援の継続について**
東北地方は、冬期間において降雪・路面凍結等により道路交通への影響が大きく及ぶことから、持続可能な除雪体制及び必要な予算を確保すること。
- ## 関東甲信越地区道路利用者会議
- 道路は、快適な国民生活や活力ある社会経済活動を支える、最も身近で基礎的な社会資本である。道路整備の促進は、地域づくり・都市づくりを進めるためにも切望されるところであり、高規格幹線道路から市町村道に至る道路ネットワークの整備は極めて重要である。

また、我が国は人口減少時代を迎えているが、経済成長を実現させるためには、これまで成長を支えてきた労働者が減少しても、それを上回る「生産性」を向上させることが必要である。特に深刻なドライバー不足が進行するトラックやバス、ハイヤー・タクシーについて、その輸送効率化等を促進するため、利用者視点によるソフト・ハード両面からの道路施策を強化していくことが必要である。加えて、今後の大規模自然災害等に備え、都市の強靱化を図ることも重要である。

このため、令和7年度秋季関東甲信越地区道路利用者会議の総意として、次の事項を要望する。

1. 社会資本整備重点計画に基づき、道路整備を計画的かつ着実に推進するため、道路整備費の確保を図ると共に、財源の一層の充実、強化に努めること。

2. 次の路線の事業促進を図ること。

(1) 高規格幹線道路

○東北縦貫自動車道の機能強化

○東北横断自動車道いわき新潟線の全線4車線化

○日本海沿岸東北自動車道の整備促進

○東関東自動車道館山線の整備促進

○東関東自動車道水戸線の整備促進

○北関東自動車道の機能強化

○新東名高速道路の整備促進と計画の具体化

○中部横断自動車道の整備促進

○東京外かく環状道路の整備促進

○首都圏中央連絡自動車道の整備促進

○中部縦貫自動車道の整備促進

○三遠南信自動車道の整備促進

○東京湾環状道路並びに関連道路の整備促進

○新湾岸道路の計画の早期具体化

○千葉北西連絡道路の計画の早期具体化

○核都市広域幹線道路の計画の早期具体化

○(仮称)鹿行南部道路の計画の早期具体化

(2) 一般国道等

○一般国道4号の整備促進

○一般国道4号(東埼玉道路)の整備促進

○一般国道4号(矢板拡幅、矢板大田原バイパス、西那須野道路)の整備促進

○一般国道6号の整備促進

○一般国道17号(上尾道路、本庄道路、上武道路、深谷バイパス)の早期整備

○一般国道17号(緩戸バイパス)の整備促進

○一般国道17号(三国防災、三俣防災)の早期整備

○一般国道17号(新大宮上尾道路)の整備促進

○一般国道50号の整備促進

○一般国道51号の整備促進

○一般国道140号(西関東連絡道路)の整備促進

○一般国道357号の整備促進と計画の具体化

○一般国道464号(北千葉道路)の早期整備

○高規格道路「新山梨環状道路」の整備促進

○高規格道路「常総・宇都宮東部連絡道路」の整備促進

○高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の整備促進

○高規格道路「伊那木曾連絡道路(姥神峠道路(延伸))」の整備促進

○高規格道路「水戸外環状道路」の整備促進

○厚木秦野道路(国道246号バイパス)の整備促進と新規事業化

○横浜環状道路の整備促進と計画の具体化

○新湘南バイパスの整備促進

○川崎縦貫道路の整備促進と計画の具体化

○上信自動車道の整備促進

○伊豆湘南道路(神奈川と静岡の県境をまたぐ道路)の計画の具体化

○西湘バイパス延伸の計画の具体化

○雪国の豊かで活力ある地域づくりに向けた道路整備の促進

○核都市広域幹線道路の計画の具体化

○長野県内の直轄管理道路の整備及び権限代行事業の促進

○一般国道121号日光川治防災の事業促進と直轄指定区間編入